

# 第 35 回総会議事録

(令和 5 年 5 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第35回総会 議事録

日 時	令和5年5月26日（金）14時00分～16時00分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 19名 欠席委員数 0名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第6号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第8号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第9号議案 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第5条土地の競(公)売買受適格証明（第33回総会議案）の取下げについて</p> <p>第2号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第6号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第7号 農業委員会が発行した4月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第8号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報について</p> <p>第9号 農地所有適格法人の事業の状況報告について</p> <p>第10号 令和5年度農地パトロール(利用状況調査)のスケジュールについて</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>3番 許可</p> <p>4番 許可</p> <p>5番 許可</p> <p>6番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>4番 許可相当</p> <p>5番 許可相当</p> <p>6番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>3番 証明交付</p> <p>4番 証明交付</p>



事務局	<p>申請地は譲受人の所有地に隣接しており、面積の狭い場所です。作物は水稻です。譲受人の農業効率化のため今回の話となりました。</p> <p>申請地は譲受人所有農地と隣接しています。譲受人世帯の所有農地は、申請地の隣接地ですが、面積が狭く一体としてでなければ耕作することができない状況です</p> <p>なお、譲受人世帯の耕作農地は良好に耕作されており、申請地を取得後も家族で一体として水稻を行う予定とのことで、全部効率要件及び常時従事要件も満たしています。</p> <p>また、地域の調和要件についても既に地元の方ですので問題ありません。農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	<p>3番について地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。</p>
岡部委員	<p>現地を確認しました。何ら問題ないと考えます。</p>
議長	<p>3番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、3番は許可とします。</p> <p>続いて、4番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は申請地周辺を中心に水稻、露地野菜、果樹等、様々な品目を耕作し営農しています。申請地は経営農地の隣接地であり、売買の話がまとまったため申請に至りました。譲渡人は経営規模縮小する意向です。</p> <p>譲受人の所有農地は水稻、露地野菜、果樹としてすべて良好に耕作されています。取得後は水稻を予定しています。</p> <p>常時従事者は、本人も含め4人です。</p> <p>これらの状況から、申請地も効率的に利用する見込みがあります。</p> <p>周辺との調和要件について、隣接地を耕作しており問題ないと考えられます。第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	<p>4番について地区担当の野路委員の意見はいかがですか。</p>
野路委員	<p>譲受人は広大な農地を所有しており、息子も手伝っています。地元のスーパーに卸していたり、畑で見かけないことがないくらいきちんと営農されている方です。問題ないと考えます。</p>
議長	<p>4番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、4番は許可とします。 続いて、5番について事務局から説明してください。
事務局	譲渡人は高齢により耕作できず申請地の売却を希望しており、また、譲受人は新規就農するため農地を探しており申請に至りました。 譲受人は市内に農地を所有していない新規就農希望者であり、今後農地を効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるか判断するため、5月1日に地区担当の小島委員と隣接地区担当の吉濱推進委員によりヒアリングを行いました。
議長	地区担当の小島委員の意見はいかがですか。
小島委員	5月1日に吉濱推進委員とともに譲受人のヒアリングを行いました。 譲受人は外国籍の方ですが、日本語は全く支障がありません。実家が農業をやっており、日本でも大学、大学院と農学を専攻されたそうです。夫が農業機械を売買したりリースしたりする法人を経営しており、営農に必要な機械は担保されています。夫婦で耕作を行うほか、繁忙期は法人の従業員に手伝ってもらうことも可能です。 露地野菜と果樹を栽培する予定で、生産物は中華街へ卸すとのこと。永住権もお持ちで農業のさらなる規模拡大を希望されており、投機目的ではないことを確認しました。
議長	吉濱推進委員の意見はいかがですか。
吉濱推進委員	5月1日に小島委員とともに譲受人のヒアリングを行いました。 夫婦で営農されるとのことで、農業への強い熱意を感じました。大学、大学院と農学を学ばれてきたとのこと。利用権ではなくいきなり3条で所有権移転する理由は、露地野菜に加えブルーベリーを栽培したいが、賃借ではブルーベリーが安定的にできないためだそうです。農機具や作業員は夫の会社から融通できるとのことです。経験がないのが唯一の心配ですが、農業へ造詣が深く農業に対する考え方もしっかりした方という印象で、積極的に農業をやりたいという意欲を感じましたので問題ないと考えます。
議長	5番について他の委員の意見、質問等がありますか。
小池委員	譲受人の住所地が中区山手町となっていますが、横浜市南西部農業委員会管内の農地でもっと近い場所があったのではないのでしょうか。なぜ緑区北八朔町が選定されたのでしょうか。

事務局	議案書は住民票上の住所を記載していますが、主に居住している都筑区から通作するとのこと。また、夫の会社の農業用機械の倉庫も都筑区池辺町にあるそうで、それらから通いやすい緑区北八朔町での営農を希望されています。
栗原茂委員	下限面積撤廃後、初の事例となるわけですが、公平性担保のためのフォーマットはできているのでしょうか。
事務局	営農計画書、収支計画書、委員面談用の自己紹介等の様式を渡して、記載してもらったうえで委員の面談を行うようになっています。これらを記載できる計画や技術等をお持ちの方であれば3条の許可要件が説明できるようになっています。委員側にも判断を客観的に行いやすくなるようチェックシートを用意しています。実際には機械的に判断を行うわけではなく、面談の中で3条許可の適格者かを判断することになります。
議長	他に意見、質問等がありますか。
坂田委員	ブルーベリーを栽培するとのことですが、果樹の中では離農しやすい方でもあります。参入後、しっかりと指導してほしい。中華街にブルーベリーを卸すのでしょうか。
事務局	中華街へ卸すのは露地野菜で、ブルーベリーは知人に配りたいとのこと。栽培していく中で申請地の土地の状態を把握しながら、どこにブルーベリーを植えたらいかがい判断したいとのこと。 農用地区域は農業以外の土地利用ができないことは丁寧に説明しています。周辺のみもしっかりしているので、遊休化したり転用行為等が行われればすぐに通報がくる地域です。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。
森田推進委員	新規参入者をただ不審がるのではなく、遊休農地解消の意味でもこういった方が出てくることは良い事と考えます。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、5番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、5番は許可とします。 続いて、6番について事務局から説明してください。

事務局	<p>譲受人は申請地周辺を中心に、小松菜など軟弱野菜を中心とした露地野菜を耕作し営農されています。申請地は経営農地のすぐ近くにあり、売買の話がまとまったため申請に至りました。譲渡人は経営規模縮小する意向です。</p> <p>譲受人の所有農地は露地野菜畑としてすべて良好に耕作されています。</p> <p>取得後は露地野菜畑を予定しています。</p> <p>常時従事者は、本人も含め3人です。</p> <p>これらの状況から、申請地も効率的に利用する見込みがあります。</p> <p>周辺との調和用件について、以前から東方農用地で耕作しており問題ないと考えられます。</p> <p>第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	<p>6番について地区担当の根本推進委員の意見はいかがですか。</p>
根本推進委員	<p>譲受人と譲渡人は、先代に小作契約があったようです。認定農業者であり規模拡大を希望されているとのことで、東方北部土地改良区理事長の立場としても問題ないと考えます。</p>
議長	<p>6番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、6番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、6番は許可とします。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。4番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内の位置にあり10ha以上の集団農地に含まれません。</p> <p>申請者は父が亡くなり農地の維持管理が難しくなっており経営の縮小を考えていました。そこに借受法人から賃借の申入れがあったため転用するものです。</p> <p>借受法人は川崎市に本社を置く運送業者です。羽沢町に借りていた駐車場が8月に解約予定であり、また車の台数も増えたため今より規模の大きい新たな駐車場を探していました。港北インター、都筑インターから近く、4tトラックが出入りできる前面道路と土地の形状で面積が600㎡以上という要件を満たす土地が申請地しかありませんでした。</p> <p>被害防除について、申請地の周囲東、西、北側は土留め鋼板を新設します。南側は既存の鋼板をそのまま残します。地面は全面砕石敷で雨水は自然浸透とします。</p> <p>非農地証明の申請を本総会に諮っています。それ以外で所有農地に違反はありません。</p> <p>転用地にかかる他法令との調整はありません。</p>

議長	<p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p> <p>4番について、地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。</p>
大塚委員	<p>父が亡くなり農地管理に困っていたとのことです。転用内容について、特に問題はありません。</p>
議長	<p>4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、非農地証明の承認を条件として4番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、4番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、5番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は農地を相続するも維持管理が難しく、手放すことを検討していました。そこに借受法人から賃借の申入れがあったため転用するものです。</p> <p>借受法人は都筑区折本町に本社を置く造園業者です。事業所の空きスペースに業務用車両と資材を保管していましたが、手狭になったため新たに車10台と園芸用資材の植木を置ける場所を探していました。</p> <p>事業所から車で10分程度の距離で、4tトラックが出入りできる前面道路と土地の形状で、面積が800㎡から950㎡程度の土地を探していたところ申請地が見つかりました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。500m以内に横浜市立川和小学校と川和町宿公園があり、前面道路に上・下水管があります。</p> <p>被害防除について、申請地の周囲北、南側法上は土留め鋼板を新設します。西、東側は既存のブロック塀およびフェンスをそのまま残します。車両置場部分は碎石敷、法面と植木置場は現況の土のままとし、雨水は自然浸透とします。</p> <p>所有農地は申請地のみで、違反はありません。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>5番について地区担当の大澤委員の意見はいかがですか。</p>
大澤委員	<p>現地を確認しました。申請者は昨年農地を相続しましたが、会社員で農地管理ができないとのことです。隣接地の被害防除もしっかりしており、問題ないと考えます。</p>
議長	<p>5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、5番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、5番は許可相当とし市に進達します。 続いて、6番について事務局から説明してください。
事務局	申請者は体力の低下に伴い耕作地の縮小を考えていたところ、駐車場として利用したいとの申入れがあったため転用するものです。 借受法人は一般廃棄物運送業を営んでいますが、現在使用している駐車場が手狭で車の出入れが不便な上に、事業拡大に伴い増車をすることとなったため、一部を他の駐車場に移したいと考えていました。大型車が出入りすることから道路幅員が十分であることや住宅地以外であること、移転分の車両が置ける面積を有していることを条件として本社から4km圏内で土地を探していましたが、条件に合致する土地は申請地しかありませんでした。 立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地に属しません。 被害防除について、敷地内は透水性のアスファルト舗装とし、雨水は自然浸透とします。西側と南側は出入口部分と北側の農地に近い箇所を除き鋼板を新設し、北側と東側の農地との境界及び西側の農地に近い部分には日照等を考えてコンクリートブロック1段を新設し、上部にネットフェンスを設置します。出入口に接する側溝は車両乗り入れの規定に達しており工事は不要とのこと土木事務所に確認済みです。 所有農地に違反はありません。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えています。
議長	6番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。
加藤委員	転用が多い地区です。大型トラック7台を止める計画ですが、問題ないと考えます。
議長	6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、6番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第3号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。3番、4番について、事務局から説明してください。
事務局	3番について、立地基準は第3種農地です。10年間住宅敷地として使用されている

	<p>ことを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>4番について、立地基準は第3種農地です。10年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p>
議長	<p>3番、4番について、委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、3番、4番については承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数のため、3番、4番につきまして証明交付とします。また、第2号議案4番の関連案件が承認されましたので、第2号議案4番についても許可相当とします。</p> <p>続いて、第4号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。</p> <p>4番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>特例適用農地はすべて生産緑地です。</p> <p>申請地は相続人が露地野菜畑として2筆すべてを良好に耕作しています。相続人は今後も引き続き農業経営されるとのこと。申請地の状況については、地区担当の齋藤公推進委員にご確認をいただいております。</p> <p>以上のことから、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につきまして、妥当と考えます。</p>
議長	<p>4番について、地区担当の齋藤公推進委員の意見はいかがですか。</p>
齋藤公推進委員	<p>現地を確認しました。農地を適切に管理できる方で、特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、4番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、4番は証明交付とします。</p> <p>続いて、5番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>特例適用農地はすべて農用地区域です。</p> <p>相続人は、主にイチゴとキャベツを作付しています。現地調査の結果、農地は良好に管理、耕作されていることを確認しています。申請地の状況については、地区担当の平本委員にご確認をいただいております。なお、直売所やセットバック道路等の合計126.35㎡を除外しています。</p>

	<p>以上のことから、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につきまして、妥当と考えます。</p>
議長	<p>5番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。</p>
平本委員	<p>相続人は被相続人と一緒に耕作をしてきており、相続人がイチゴを始めました。問題ない方です。</p>
議長	<p>5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、5番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、5番は証明交付とします。 続いて、6番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>特例適用農地は生産緑地と調整区域です。 相続人は露地野菜を中心に8筆すべてを良好に耕作しています。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。現地の状況については地区担当の岡部委員に申請者立合のもと、確認いただいています。 以上のことから相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につきまして、妥当と考えます。</p>
議長	<p>6番について、地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。</p>
岡部委員	<p>現地を確認しました。主に露地野菜を栽培しており、農協の直売や学校給食に出しています。相続人は膨大な農地を相続しましたが、親族5名で大変きれいに耕作しており、何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、6番は証明交付とします。 続いて、7番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>特例適用農地はすべて生産緑地です。</p>

	<p>相続人・飯田委員・事務局で立会いを行いました。現地調査により、露地野菜畑として農地が適正に管理されていることを確認しています。今後も引き続き農業経営を営むとのことです。なお、電柱を除外しています。</p> <p>以上のことから相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につきまして、妥当と考えます。</p>
議長	<p>7番について、地区担当の飯田委員の意見はいかがですか。</p>
飯田委員	<p>現地を確認しました。相続人は南西部農業委員会管内の農地も含め耕作し直売しています。非相続人が亡くなる前から耕作しており、特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、7番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、7番は証明交付とします。</p> <p>続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。1番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>現地調査の結果、対象の農地は施設野菜畑として良好に管理されていることを確認しています。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えています。</p>
議長	<p>1番について、地区担当の齋藤公推進委員の意見はいかがですか。</p>
齋藤公推進委員	<p>現地を確認しました。特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、1番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、7番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、2番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>地区担当委員の坂田委員と対象者と立会いを行いました。現地調査の結果、対象の</p>

	<p>農地は良好に管理されていることを確認しています。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えています。</p>
議長	<p>2番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。</p>
坂田委員	<p>現地を確認しました。農用地、自宅前の調整区域共にしっかりと耕作されています。</p>
議長	<p>2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、2番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、2番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、第6号議案「農地造成工事の承認について」2番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>今回の申請地の現況は水田ですが、水田の管理が難しいため今後露地野菜畑として整えることが目的です。申請地の東側はすでに過去に造成をした申請者の畑です。西側も畑になっており隣接地権者には承諾を得ています。東西両側の畑と同じ高さに揃える計画です。北側南側には水路がありますが、雨水や土砂が流出しないよう鋼板と土嚢で被害防除します。</p> <p>以上、計画は妥当と考えます。</p>
議長	<p>2番について、地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。</p>
大塚委員	<p>現地を確認しました。事務局の説明通り問題ないと思います。</p>
議長	<p>2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、2番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、2番は承認と決定します。</p> <p>続いて、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。2番について、事務局から説明してください。</p>

事務局	令和4年11月29日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項第2条第1項の農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するものに合致しています。
議長	2番について、地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。
大塚委員	現地を確認しています。証明発行に問題はないと思います。
議長	2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、2番は証明交付と決定します。 続いて、3番について、事務局から説明してください。
事務局	令和5年3月12日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項第2条第1項の農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するものに合致しています。
議長	3番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。
吉野推進委員	ヒアリング及び現地確認を行いました。露地野菜畑となっていました。願出人にヒアリングしたところ、春先に急に亡くなられて農業継続困難とのことでした。証明発行に問題はないと思います。
議長	3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番は証明交付と決定します。 続いて、4番について、事務局から説明してください。

事務局	<p>令和5年1月5日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項第2条第1項の農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するものに合致しています。</p>
議長	<p>4番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。</p>
吉野委員	<p>願出人にヒアリングを行いました。母に農業の指導を受けて耕作していましたが、今後すべての農地を管理することが困難であり、一部買取申出を希望されています。証明発行に問題はないと思います。</p>
議長	<p>4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、4番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、4番は証明交付と決定します。 続いて、第8号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。3番から10番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>3番、4番は生産緑地指定から30年経過した案件、5番から10番は主たる従事者証明発行済の案件です。市長から農業者へあっせんの協力の依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は6月5日を期限として事務局までご連絡ください。</p>
議長	<p>3番から10番について、あっせんに協力します。 続いて、第9号議案「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」事務局から説明してください。また、本案件は推進員の皆様も一緒にご審議ください。</p>
事務局	<p>毎月皆様に活動記録を提出いただいておりますが、それらの記録令和4年度分を事務局で集計しましたので、この議案ではそれらの集計結果をもとに、昨年度の活動結果を点検し、振り返りのコメントを作成するものです。 集計結果を踏まえ、事務局案として点検・評価コメントを記載させていただいておりますので、これらも参考にご審議いただければと思います。</p>
議長	<p>第9号議案について、意見、質問等がありますか。</p>

森田推進委員	現場では、遊休農地の解消であればまだしも、違反転用は何十年にもわたって解消されないことが問題です。活動の点検・評価をまとめるのは良いと思いますが、現場の改善につなげることが大切と考えます。
議長	毎年農地調査を行い違反通知をしてはいますが、現実的には解消に至るのはなかなか難しいです。別途議論する必要があると考えます。
坂田委員	遊休農地の解消が大きな目標なので、遊休農地の解消に向けて何か記載できないでしょうか。
事務局	総会で出された意見欄に記載できます。
議長	他に意見、質問等がありますか。 無いようですので、第9号議案については、案に追記することで承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第9号議案については承認とします。 以上で第35回総会審議事項の審議を終了します。  続いて、報告事項第1号から第11号について、野路委員をお願いします。
野路委員	報告事項第1号から第10号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第1号から第10号まで一括で報告。
野路委員	1号から10号について質問等がありますか。 無いようですので第11号について、事務局から説明をしてください。
事務局	今年度につきましても農地法に基づき農地の利用状況の調査を実施します。 調査方法につきましては、6月の総会にてご説明させていただく予定です。
野路委員	第11号について質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第11号を了承とします。 これをもちまして第35回総会を終了します。  (16時00分閉会)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和5年5月26日開催 第35回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子利一		出席	
4	坂田清一		出席	
5	加藤保		出席	
6	栗原智		出席	
7	守谷弘	連合会監事	出席	
8	大立尚登	連合会理事	出席	
9	阿部敏		出席	
10	大澤博		出席	
11	岡部弘		出席	
12	河原俊一	連合会理事	出席	
13	大塚喜彦		出席	
14	関戸裕一		出席	議事録署名人
15	平本武夫		出席	議事録署名人
16	小池誠一郎		出席	
17	小川名重典	連合会理事	出席	
18	白井秀幸		出席	
19	小島重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野清		出席	
2	栗原茂		出席	
3	小山正博	連合会理事	出席	
4	齋藤公		出席	
5	鈴木輝雄	連合会理事	出席	
6	永島善範		出席	
7	根本栄治		出席	
8	吉野幸弘		出席	
9	飯田清		出席	
10	内田英一		出席	
11	大矢勝		出席	
12	小原甲史		出席	
13	齋藤春美		欠席	
14	佐藤孝春		欠席	
15	新川和生		出席	
16	森田喜八郎		出席	
17	吉濱勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし